

条例第9条第1項に基づき区長が講じた措置の内容

令和4年度 第3回大正区区政会議における委員の意見に基づいて区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
人や文化が多様性に富む大正区をめざすとあるが、外国人の方に対しても安心して暮らせるまちをつくることを将来ビジョンの中に取り入れていただきたい。	「やさしい日本語」や、多言語による対応等、外国人の方にも居心地がよいまちをめざすことを将来ビジョンに明記します。	条例第9条第1項

令和4年度 第4回大正区区政会議における委員の意見に基づいて区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
健康診断の受診率が低い点について、受診することで病気が見つかることが怖い方もおられるので、楽しく生きていくための手段であることをPRするなど広報の方法について検討いただきたい。	健康診断の受診は、病気の早期発見・早期治療、さらには健康寿命を延ばすことにもつながります。その観点からの啓発など、受診率向上に向けた取組を行っていきます。	条例第9条第1項

令和5年度 第1回大正区区政会議における委員の意見に基づいて区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
国が行っている健康経営優良法人の認定を取得することをきっかけに社内の分煙を進めることができた企業の例もある。この認定を取得する企業が増えれば、区内の喫煙率が下がり、受動喫煙も防止することができるのではないかと。	大正区はものづくりのまちなので、健康経営優良法人の取得について区内企業に声をかけていくことで、そうした取組が広がるようにしていきたいと思います。	条例第9条第1項

令和5年度 第2回大正区区政会議における委員の意見に基づいて区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
区民への情報発信については、SNSに長けている若者に大正区の魅力を発信してもらってはどうか。大正白陵高校など地元の高校生と連携するのによいのでは。	大正白陵高校とは地域の活性化に関すること等で協力しているという包括連携協定を締結しているので、高校生の若い感性を反映したSNS発信についても、校長と話をしたいと思っています。	条例第9条第1項

前述の代表的な措置の他に、大正区区政会議では、区政会議の委員の全意見に対し、当日の回答およびその後の対応を実施しています。

〔令和4年度第3回大正区区政会議 意見と対応〕

https://cms3.city.osaka.lg.jp/kanri/seisaku/cmsfiles/modify_contents/0000591/591024/ikenntaiou.pdf

〔令和4年度第4回大正区区政会議 意見と対応〕

<https://www.city.osaka.lg.jp/taisho/cmsfiles/contents/0000596/596054/ikenntotaiou.pdf>

〔令和5年度第1回大正区区政会議 意見と対応〕

<https://www.city.osaka.lg.jp/taisho/cmsfiles/contents/0000605/605037/ikenntotaiou.pdf>

〔令和5年度第2回大正区区政会議 意見と対応〕

https://cms3.city.osaka.lg.jp/kanri/seisaku/cmsfiles/modify_contents/0000610/610912/ikenntotaiou.pdf